国際実証研究費補助金交付規程　新旧対照表

新	旧
国際実証研究費補助金交付規程 2020年８月28日 2020年度規程第９号 一部改正 2026年10月31日2026年度規程第11号 （目的） 第１条～８条（略） （交付に当たっての条件） 第９条　機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一～二十（略） 二十一　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降５年間、様式第21による当該補助事業に係る企業化状況報告書を機構に提出し、当該補助事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された補助金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。ただし、機構が企業化状況報告書の提出を求めないときは、この限りではない。 二十二～三十九（略） ２（略） 第10条～14条（略）	国際実証研究費補助金交付規程 2020年８月28日 2020年度規程第９号 （目的） 第１条～８条（略） （交付に当たっての条件） 第９条　機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 一～二十（略） 二十一　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降５年間、様式第22による当該補助事業に係る企業化状況報告書を機構に提出し、当該補助事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された補助金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。ただし、機構が企業化状況報告書の提出を求めないときは、この限りではない。 二十二～三十九（略） ２（略） 第10条～14条（略）

新	旧
（財産の管理等） 第15条　補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。 ２～５（略）	（財産の管理等） 第15条　補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。 ２～５（略）
６　（削除）	６　補助事業者は、処分を制限された取得財産等があった場合には、補助事業の完了年度の翌年度（以下「完了翌年度」という。）から第16条第２項により定められた期間が終了する日が属する年度までの間、各年度の（完了翌年度においては、補助事業の完了の日から完了翌年度の末日までの）取得財産等の使用・管理状況及びその結果得られた成果について、各年度の終了後30日以内に、様式第16による取得財産等の使用・管理状況報告書を提出しなければならない。
（財産の処分制限） 第16条　補助事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。 ２　取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号又は令和５年経済産業省告示第64号を準用する。 ３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第16による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。 ４　補助事業者は、第２項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第４項の規定は適用しない。	（財産の処分制限） 第16条　補助事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。 ２　取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。 ３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第17による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。 ４　補助事業者は、第２項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第３項の規定は適用しない。
（中止又は廃止の承認） 第17条　機構は、補助事業者がその責めに帰さない事由により当該補助事業の全部	（中止又は廃止の承認） 第17条　　機構は、補助事業者がその責めに帰さない事由により当該補助事業の全

新	旧
又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。	部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。
2　機構は、補助事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第８に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第17により速やかに当該補助事業者に通知するものとする。	2　機構は、補助事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第８に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第18により速やかに当該補助事業者に通知するものとする。
3（略）	3（略）
（交付決定の取消）	（交付決定の取消）
第18条　機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第８条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。	第18条　機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第８条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
一～十（略）	一～十（略）
2（略）	2（略）
3　機構は、第１項に基づく取消をしたときは、様式第17に準じた様式により速やかに補助事業者に通知するものとする。	3　機構は、第１項に基づく取消をしたときは、様式第18に準じた様式により速やかに補助事業者に通知するものとする。
（補助金の返還等）	（補助金の返還等）
第19条　機構は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。	第19条　機構は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
2～3（略）	2～3（略）
4　機構は、第１項又は第２項の規定に基づき補助金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第18又は第19により報告させるものとする。	4　機構は、第１項又は第２項の規定に基づき補助金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第19又は第20により報告させるものとする。
5（略）	5（略）
（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）	（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

新	旧
第20条　補助事業者は、補助事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第20により速やかに機構に報告しなければならない。	第20条　補助事業者は、補助事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第21により速やかに機構に報告しなければならない。
２～３（略）	２～３（略）
第21条～23条（略）	第21条～23条（略）
（企業化の報告） 第24条　機構は、補助事業者に補助事業の完了年度の翌年度以降５年間、当該補助事業に係る過去１年間の企業化状況について、様式第21による企業化状況報告書を提出させるものとする。ただし、補助事業完了時の状況により、機構は当該報告書の提出を求めないことができる。	（企業化の報告） 第24条　機構は、補助事業者に補助事業の完了年度の翌年度以降５年間、当該補助事業に係る過去１年間の企業化状況について、様式第22による企業化状況報告書を提出させるものとする。ただし、補助事業完了時の状況により、機構は当該報告書の提出を求めないことができる。
２（略）	２（略）
（収益納付） 第25条　機構は、前条の報告書により、補助事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。	（収益納付） 第25条　機構は、前条の報告書により、補助事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
２～４（略）	２～４（略）
５　機構は、前項の免除を行う場合には、補助事業者に様式第22による納付免除申請書を提出させ、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。	５　機構は、前項の免除を行う場合には、補助事業者に様式第23による納付免除申請書を提出させ、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
第26条～27条（略）	第26条～27条（略）

新	旧
（暴力団排除に関する誓約） 第28条　補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。 一～四（略） ２（略） 第29条（略） 附　則（2026年10月31日2026年度規程第11号） この規程は、2026年11月１日から実施する。 （別記）（略） 様式第1～22　別添のとおり	（暴力団排除に関する誓約） 第28条　補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次に揚げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。 一～四（略） ２（略） 第29条（略） （別記）（略） 様式第1～23　別添のとおり